

## 地域生活支援拠点等の整備について

### 1 制度の概要等

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能（「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としており、整備手法としては各機能を一か所に集約する「多機能型」と、専門性を有する事業所に各機能を分散させる「面的整備型」の二類型があります。

本市では、「相談」機能強化のため、令和3年4月に障がい者基幹相談支援センターを設置して各相談支援事業所との連携体制を整え、相談支援体制の強化や地域移行・地域密着の促進等の業務を行っています。

### 2 実施経過

地域生活支援拠点等は、地域において専門性のある事業所それぞれが拠点等となり、既存の資源を有効に活用してネットワークを構築し、障がい者の生活を地域全体で支える体制です。事業所が地域生活支援拠点等の各機能を担い、サービスの提供を行った場合には、所定の加算を算定することができますが、事業所には運営規定の変更、拠点等の機能を担う事業所としての届出を行っていただく必要があります。このため、手続と届出様式を規定した「沼津市地域生活支援拠点等事業実施要綱」を令和5年3月に制定し、4月1日より施行しました。6月13日（火）には、サンウェルぬまづにおいて、制度の概要と趣旨、拠点等としての登録手続きの流れ、加算に関する事項に関する説明会を開催し、市内の68事業所から参加をいただきました。

### 3 今後の予定

6月13日（火）実施の事業所説明会終了後、拠点等の機能を担う事業所としての登録手続きを開始しており、令和5年度末に、登録した事業所の一覧を本市ホームページに掲載する予定です。

また、地域生活支援拠点等については、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とすることとされていることから（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 第二一三）、令和6年度以降は、障がい者自立支援協議会の運営部会において、検証・検討を行っていく予定です。